

本校における令和 7 年度京都府高校生等修学支援事業の 取り扱いについて（募集概要）

制度名	令和 7 年度京都府高校生等修学支援事業		
	① 高等学校等修学金貸与制度	(月額)	生徒に京都府から貸与
	①-(1)高等学校等修学支度金貸与制度	(入学一時金)	生徒に京都府から貸与
	①-(2)修学支度金特別融資利子補給制度	(入学一時金)	保護者が金融機関融資利用
	②修学支援特別融資利子補給制度		保護者が金融機関融資利用
	※①-(1)、①-(2)は、①高等学校等修学金貸与制度の利用者に限り利用できます。 ※①と②、①-(1)と①-(2)は、それぞれ所得によりどちらか一方が該当になります。		
実施者名	京都府、京都府教育委員会		
目的	京都府高校生等修学支援事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与(貸付)等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。 (「令和 7 年度 京都府高校生等修学支援事業 貸与(貸付)申請案内」より抜粋)		
種類	【奨学金の種類】		
対象者	・貸与（奨学金を返済する必要があります。）		
貸与金額	【対象者、貸与金額】 各制度については、次ページ以降の『貸与(貸付)申請案内』をご覧ください。		
手続きの流れ	①資料請求	本校事務室にて申請に必要な書類を請求します。 〈資料請求期間〉 2025 年 4 月～随時	
	②申請書類の提出	募集要項に基づき、申請に必要な書類を準備します。 〈申請受付期間〉 2025 年 4 月 9 日（水）～随時	
	③審査	京都府により内容を審査されます。	
	④審査結果の通知	本校を通じて審査結果が通知されます。	
注意事項	・2025 年度入学生が 2025 年 4 月からの貸与を希望する場合は、2025 年 5 月 15 日までに申請が必要です。それ以降の申請は、随時申請となり、申請日の翌月分からの貸与になります。 ・修学支度金（入学一時金）については、高等学校等修学金貸与を受ける場合のみ併せて申請することができます。ただし、2025 年 5 月 15 日までの申請が必要です。 ・中学 3 年生時に「貸与予約決定」を受けた者は 2025 年 4 月 30 日までに申請が必要です。		
申請書類提出先	立命館守山中学校・高等学校事務室 窓口 ※事務室受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 (但し、学校行事等により変更となることがあります。)		
問合せ先	・京都府教育庁指導部高校教育課修学支援担当 TEL：075-414-5043		

令和7年度 京都府高校生等修学支援事業 貸与（貸付）申請案内

- ◎ この事業は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与（貸付）等を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資することを目的としています。
- ◎ この案内を読んでもいただき、貸与を希望される場合は、「手引き」を在学している学校から受け取り、申請書類を在学している学校へ提出してください。
- ◎ 貸与（貸付）を受けた修学資金は、貸与終了後、生徒本人が返還しなければなりません。修学資金の貸与（貸付）を希望される生徒・保護者は、このことを十分理解の上、申請してください。

<返還例> 貸与期間36か月の場合

		貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還回数(期間) 回(年)	返還月額 (円)
修学金 (裏面①)	国公立	18,000	648,000	130(10年10か月)	* 5,000
	私立	30,000	1,080,000	108(9年)	10,000
修学支度金 (裏面①-(1))	国公立		50,000	10(10か月)	5,000
	私立		250,000	50(4年2か月)	5,000

* 端数は最終回で調整

申請資料の請求・提出先 : 在学している学校

京 都 府
京 都 府 教 育 委 員 会

<担当課> 教育庁指導部高校教育課・文化生活部文教課

問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係
TEL 075-414-5043

～ 京都府高校生等修学支援事業（貸付）の概要について～

高校生等修学支援事業には、4つの貸付制度がありますが、所得に応じて利用できる制度が異なります。

制度を利用できる所得のめやす

※あくまでもめやすです。

《 修 学 金 》

《 修 学 支 度 金 》

- ◆ 4人世帯で主たる生計維持者の年収が約800万円 **めやす**

「手引き
7-10」

- ◆ 4人世帯で保護者の年収の合計約472万円 **めやす**

「手引き
7-9」

- ◆ 主たる生計維持者の年収150万円

- ◆ 収入なし

② 修学支援特別融資 利子補給制度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資限度額
 - 国公立 648,000円
 - 私立 1,080,000円
- ※ 4人世帯で世帯全体の年収が約472万円を超え、かつ、主たる生計維持者の年収約800万円以下

① 高等学校等修学 貸与制度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与月額
 - 国公立 月18,000円以内
 - 私立 月30,000円以内
- ※ 4人世帯で世帯全体の年収約472万円以下

◎平成26年度以降入学生のうち道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯が対象である「奨学のための給付金」申請者は、その給付額に応じて「修学金」貸付額を減額調整する予定です。（生活保護受給世帯を除く。）

令和7年度新入生のみ

修学支度金（入学一時金）の利用はできません。

※ ①高等学校等修学
貸与制度の利用者に限り
利用できます。

①-② 修学支度金特別 融資利子補給制度

- ◆ 保護者が金融機関の融資を利用
- ◆ 融資額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円
- ※ 主たる生計維持者の年収150万円以上

①-① 高等学校等修学 支度金貸与制度

- ◆ 生徒に京都府から貸与（貸付）
- ◆ 貸与額（入学一時金）
 - 国公立 50,000円
 - 私立 250,000円
- ※ 主たる生計維持者の年収150万円未満

申 請 締切日 (学校へ 提出)	令和7年度 新 入 生	①、 ①-① 又は②	中学3年生時に「貸与予約決定」を受けた者 ・・・令和7年4月30日
		①のみ	「貸与予約決定」を受けていない者で、4月分から貸与を希望する者 ・・・令和7年5月15日
			年度途中に申請を希望する者 ・・・随時（申請日の翌月分から貸与）
	令和6年度 以前入学生	②	令和7年5月15日
		①	随時（申請日の翌月分から貸与）
		②	令和7年5月15日（分割融資コースのみ。なお、高等専門学校は対象となりません。）